

大気汚染防止法の一部（アスベスト関係）改正の概要について

1 はじめに

令和2年6月5日に、建築物又は工作物の解体・改造・補修工事における石綿（アスベスト）の排出等の抑制を図るため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（令和2年法律第39号）が公布され、アスベスト飛散防止が一層強化されることになりました。

2 改正法の内容について

（1）令和3年4月1日施行

1 石綿含有建材の規制対象の拡大

これまでは、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材（いわゆるレベル1, 2）が規制対象でしたが、今回の改正により、**石綿含有成形板等を含むすべての石綿含有建材が規制対象になります。**（いわゆるレベル1, 2, 3すべてが規制対象）

2 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等の方法が法律に規定され、これに違反した者に対し、勧告・命令等の手続きを経ることなく、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すことが規定されました。（第34条第3号）**対象は、元請業者のみならず、下請業者にも及ぶこととなります。**

3 不適切な作業の防止

不適切な作業による石綿含有建材の取り残しを防止するため、元請業者に対して、一定の知見を有する者（国が定める講習会を修了した者、石綿作業主任者など）に作業完了後の目視確認を行わせることが義務付けられます。

また、下請負人が作成した作業の記録を確認し、発注者に対して書面による報告を行うことなども、元請業者に対して義務付けられます。

（2）令和4年4月1日施行

4 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、**一定規模以上等（※）の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の使用の有無にかかわらず、事前調査を行い、その結果を都道府県等に報告することが、新たに義務付けられます。**

（※）一定規模以上等とは以下のとおり

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合 床面積 80 m²以上
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合 請負代金の合計額 100 万円以上

さらには、令和5年10月1日より、事前調査は、一定の知見を有する者として、国が定める講習会を修了した者等に行わせることが義務付けられます。

●参考（URL）

その他、詳細については、次のホームページをご参照ください。

（１）改正大気汚染防止法について（アスベスト関係）

環境省HP https://www.env.go.jp/air/post_48.html

（２）建築物石綿含有建材調査者講習制度に関する情報

厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177422_00002.html

環境省HP <https://www.env.go.jp/press/106102.html>

●お問い合わせ先

担当名	電話番号	担当区
北部環境保全監視グループ	06-6313-9550	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区
東部環境保全監視グループ	06-6267-9922	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区
西部環境保全監視グループ	06-6576-9247	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区
南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433	阿倍野区・東住吉区・平野区
南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248	住之江区・住吉区・西成区

※開庁時間：月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く）